

# 出生届を出された方へ



お子さまのご誕生おめでとうございます。

出生時に必要な手続きは次のとおりです。出生届を出されたら、あわせて手続きをしてください。

## 1. 児童手当（出生後15日以内）（市役所福祉政策課地域・児童福祉係 ⑧番窓口）

中学3年生までのお子さまを養育している保護者に支給されます。公務員の方は勤め先の官公庁で手続きになります。

### ●手続きに必要なもの **郵送可**

児童手当の手続きには、生まれたお子さまの保護者（父母）の個人番号（マイナンバー）が必要になります。

- 請求者(保護者)の本人確認書類（運転免許証等）
- 代理人の場合は、委任状等と代理人の本人確認書類（運転免許証等）

#### ①初めて申請する場合（1人目のお子さまの場合）

- 請求者(保護者)とその配偶者の個人番号カード又は通知カード等個人番号の確認できるもの
- 印鑑
- 請求者(保護者)の健康保険証のコピー（国民年金以外に加入されている場合）
- 請求者(保護者)名義の振込先の分かるもの（預金通帳・キャッシュカード等）
- 児童手当・特例給付 別居監護申立書(生まれたお子さまと住民票が異なる場合)

※生まれたお子さまと別居の場合、お子さまの個人番号（マイナンバー）が必要になります。

#### ②すでに児童手当をもらっている場合（2人目以降のお子さまの場合）

- 印鑑
- 児童手当・特例給付 別居監護申立書(生まれたお子さまと住民票が異なる場合)

※生まれたお子さまと別居の場合、お子さんの個人番号（マイナンバー）が必要になります。

## 2. こども医療費受給資格者証(市役所福祉政策課 ⑧番窓口)

中学3年生までの医療費を助成します。

### ●手続きに必要なもの **郵送可**

- 印鑑
- お子さまの健康保険証（後日提出）



お問合せは・・・福祉政策課 地域・児童福祉係 電話32-5554

裏面も参照してください

## 3. 出産育児一時金(お母さんが加入している健康保険の保険者で手続き)

各種健康保険に加入している被保険者及びその被扶養者が出産した場合、出産育児一時金が支給されます。加入している健康保険にお問い合わせください。

※玉野市国民健康保険に加入している被保険者が出産した場合、世帯主に出産育児一時金が支給されます。

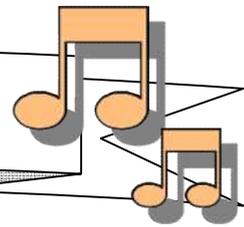
出産に際し医療機関と「直接支払制度」を利用する契約を交わしている場合、出産育児一時金の申請は不要です。但し、出産育児一時金について差額が発生している（出産費用が42万円より少額）方は、差額申請の手続きが必要です。対象の方には保険年金課から申請書が届きますのでご確認ください。



お問合せは・・・保険年金課 電話32-5528

他の市町村に住民票のある方は、住民票のある市町村で手続きが必要です。詳しくは各市町村へお問い合わせください。

# おめでとうございます



## ○児童手当について

児童手当はお子さまの出生月の翌月分から支給されますが、認定請求書の提出日が誕生日から15日を経過すると提出月の翌月分からになります。

支給日 2～5月分・・・・・・6月7日

6～9月分・・・・・・10月7日

10～1月分・・・・・・2月7日

※7日が土日祝日にかかる場合はその前日の営業日。

1年に3回、登録されている口座に振り込まれます。

## ○こども医療について

受給資格者証の発行には、お子さまの保険証のコピーが必要です。

保険証が出来上がりましたら、玉野市役所にコピーを提出してください。

**注意！！**

受給資格者証の有効開始日は、

コピーを提出していただいた翌月1日からです。

有効開始日までに医療機関等にかかれた場合は、保険診療分の負担金額をお返し致しますので、

領収証・印鑑・お振込先の口座番号のわかるもの

以上3点をお持ちになって玉野市役所にて給付申請手続きをお願い致します。(ピンクの用紙)

※全額自己負担した場合は、先に参加されている保険からの8割分の返金手続きを行って下さい。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

〒706-8510  
玉野市宇野1丁目27番1号  
福祉政策課 地域・児童福祉係  
電話 (0863) 32-5554  
FAX (0863) 32-5514

